

12. 居住者等名簿の作成に関する細則

（総 則）

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5－8団地管理規約（以下「規約」という。）第80条の規定に基づき、組合員及び占有者（以下「居住者等」という。）の名簿（以下「居住者等名簿」という。）の作成、運用、保管に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（居住者等名簿の作成および更新）

第2条 理事長は、使用細則第16条の規定に基づき、管理組合が指定する方法による届出から、居住者等名簿を作成する。

2 理事長は、前項により作成した居住者等名簿を毎年更新するものとする。

（居住者等名簿への掲載事項）

第3条 居住者等名簿に掲載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 住戸番号
- 二 生年
- 三 居住者等の氏名
- 四 居住者等の同居人の氏名
- 五 組合員の住所
- 六 居住者等の連絡先
- 七 居住者等の緊急連絡先

2 前項第二号及び第四号の居住者等の氏名及び住所並びに第五号の連絡先については、次に掲げるとおりとする。

- 一 第三号については、居住者等が占有者の場合は、その専有部分を貸与した組合員の氏名も併せて記載するものとする。
- 二 第五号については、居住者等が占有者の場合又は組合員が他の住所に本拠地を置く場合に、組合員の住所を記載するものとする。
- 三 第六号については、居住者等が届け出た電話番号等の連絡先を記載するものとする。

（居住者等名簿の利用目的）

第4条 理事長は、第2条により作成した居住者等名簿を次の各号に掲げる目的のために利用するものとし、他の目的に利用してはならないものとする。

- 一 総会の開催通知及び議事録の送付
- 二 理事会の開催通知及び決議事項等の送付
- 三 規約第34条（業務）に定める管理組合の業務遂行
- 四 規約第35条（業務の委託等）に定める管理組合業務の全部又は一部をマンション管理業者（マンションの管理の適正化の推進に関する法律2条第八号の「マンション管理業者」をいう。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせるとき
- 五 その他理事長が理事会の決議を経て必要と判断した業務の遂行

（居住者等名簿の管理及び保管）

第5条 理事長は、居住者等名簿を厳重に管理しなければならない。書面で作成された名簿の原本は（管理事務所に設置されている書庫等に施錠のうえ）安全に保管できる場所に厳重に管理するものとする。

2 理事長は、居住者等名簿を電磁的記録として作成又は保管する場合、当該データへのアクセス権限、パスワードによる保護、暗号化等の適切な情報セキュリティ措置を講じ、情報の流出、滅失、毀損の防止に努めなければならない。

- 3 居住者等名簿に掲載された個人情報を知り得た理事長及びその他の者は、この細則に定められた事項を順守するとともに、居住者等の個人情報及びプライバシー情報をみだりに他の第三者に漏らしてはならないものとする。
- 4 居住者等名簿は、機密保持及び名簿の流出を防ぐために、第5項及び第6条に定める場合を除き、その複製（業務上必要なバックアップを除く）又は第三者への提供を行ってはならない。
- 5 前項にかかわらず、規約第35条（業務の委託等）の規定に基づき管理組合業務の全部又は一部をマンション管理業者に委託し、又は請け負わせる場合は、居住者等名簿の写しを作成して提供することができる。
- 6 前項により居住者等名簿の写しを取得したマンション管理業者には、第4条（第四号は除く。）に定めた利用目的以外にこれを利用させてはならない。

（名簿の閲覧）

- 第6条** 理事長は、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は管理組合が指定する電磁的方法による閲覧請求があった場合は、閲覧させることができる。この場合において、名簿が電磁的方法で作成されているときは、当該情報を紙面に出力したもの、又は理事長が指定するディスプレイ装置の画面に表示する方法により閲覧させるものとする。ただし、閲覧を拒否する正当な理由がある場合は、閲覧を拒否することができる。
- 2 理事長は、前項に掲げるほか、災害等の発生及び法令の定めがある場合にはその定めに従い、居住者等名簿を閲覧に付すことが居住者等の利益に資すると判断したときは、理事会の決議を経て、居住者等名簿を閲覧させることができる。
 - 3 理事長は、前2項の閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
 - 4 理事長は、前2項の閲覧の日時、閲覧者の氏名、閲覧の目的等の結果を記録して、居住者等名簿（当該記録が電磁的記録である場合を含む）と共に保管するものとする。
 - 5 第1項の閲覧に供する居住者等名簿は、居住者等の氏名及び第3条2項第三号により居住者等から届け出のあった連絡先のみを記載したものとする。
 - 6 第1項及び第2項により居住者等名簿を閲覧した者は、閲覧の目的以外にこれを利用してはならない。

附 則

この細則は、2026（令和8）年5月18日から施行する。

（2009〔平成21〕年5月10日 制定）

（2010〔平成22〕年3月 7日 改正）

（2026〔令和 8〕年5月17日 改正）